

## 第二次前橋市違反広告物是正指導計画（案）

## 1 目的

本市では、平成 24 年度から平成 27 年度の 4 か年にわたり、市内の主要路線を是正指導路線と定め、違反広告物の計画的な是正指導を進めており、一定の効果をあげることができました。

まちの景観を美しくするためには、まちの中に屋外広告物が乱立しないよう適切に表示・設置されるよう規制・誘導していく必要があります。このため、前計画に引き続き、違反広告物を表示・設置している広告主や屋外広告業者に対して是正指導を計画的に行い、適正な屋外広告物の表示・設置をすすめることで、良好な景観形成を推進することを目的とします。

## 2 是正指導方針

「広報まえばし」及び市ホームページ等により市民や屋外広告業者に周知を図った後に、年次計画を定めて計画的に是正指導を実施します。

是正指導を実施する路線の屋外広告物について実態調査を行い、違反広告物に対しては、前橋市違反広告物是正指導事務処理要領に基づき、体系的に指導していきます。

是正指導に当たっては、前計画で実施した幹線道路についても引き続き是正指導を行うとともに、本市景観計画の都市軸に位置づけられた他の幹線道路にも範囲を拡大し、計画的に実施します。

また、本計画期間終了後も、市内の幹線道路を中心に是正指導を継続していきます。

## 3 計画期間

4 か年（平成 30 年度～平成 33 年度）

## 4 是正指導路線

## (1) 新規実施路線

路線名	区間
国道 50 号	上武道路～前橋市域界
国道 353 号	全線
(主)高崎駒形線～(主)藤岡大胡線	前橋市域界～国道 50 号
(都)大友町西通線	(都)前橋箕郷線～前橋市域界

## (2) 継続実施路線

国道 17 号、国道 50 号、(主)前橋赤城線、(主)前橋長瀬バイパス、(主)前橋停車場線、(都)東部環状線、(都)南部大橋線、(都)西部環状線、(都)前橋箕郷線、(都)大友町西通線

## (3) その他

上記路線のほか、市民等から違反広告物に関する通報等があった場合は随時対応します。

## 年次計画（案）

### 1 新規実施路線

#### （1）平成 30 年度実施区域

国道 17 号	本町一丁目交差点～群大病院東交差点 <u>（自家広告物）</u>
国道 50 号	上武道路～前橋市域界
国道 353 号	山口交差点～ぐりんふらわー牧場前
（都）大友町西通線	前橋箕郷線～前橋市域界

#### （2）平成 31 年度実施区域

国道 17 号	群大病院東交差点～荒牧町交差点 <u>（自家広告物）</u>
国道 353 号	ぐりんふらわー牧場前～三夜沢町交差点
（主）高崎駒形線	前橋市域界～東善町交差点

#### （3）平成 32 年度実施区域

国道 353 号	三夜沢町交差点～前橋市域界
（主）藤岡大胡線	東善町交差点～小島田町交差点

#### （4）平成 33 年度実施区域

上記路線の未是正案件

### 2 継続実施路線

※是正未済の広告物についても、継続して是正指導を実施する。

路線名	区間
（主）前橋赤城線	（都）東部環状線から赤城大沼
国道 17 号	関越自動車道前橋 IC～県庁前通り～前橋市域界
国道 50 号線	本町二丁目五差路～上武道路
（主）前橋長瀬バイパス	表町一丁目交差点～前橋市域界
（都）東部環状線・（都）南部大橋線・ （都）西部環状線	全線
（都）前橋箕郷線	国道 17 号～（都）大友町西通線
（都）大友町西通線	国道 17 号～（都）前橋箕郷線
（主）前橋停車場線・（主）前橋赤城線	前橋駅～中央前橋駅